

## 指定管理者募集要項等の訂正について

令和7年7月25日現在

### 1 狭山市立中央児童館

- (1) 狭山市立中央児童館指定管理者募集要項 (20250725-11. pdf)
  - ・ 8ページ「(14) 法人の役員名簿 (任意様式)」を削除する。
- (2) 狭山市立中央児童館参考資料集 (20250725-13. pdf)
  - ・ 4ページ「令和6年度収支報告」の支出を差し替える。

### 2 狭山市立入間川東小第一・第二学童保育室

- (1) 狭山市立入間川東小第一・第二学童保育室指定管理者募集要項 (20250725-21. pdf)
  - ・ 7ページ「(14) 法人の役員名簿 (任意様式)」を削除する。
- (2) 狭山市立入間川東小第一・第二学童保育室指定管理者業務仕様書 (20250725-22. pdf)
  - ・ 8ページ 9(7)ア(エ)「年2回、施設内の害虫駆除…」を「年1回、施設内の害虫駆除…」に改める。
  - ・ 8ページ 9(7)ア(カ)「年3回以上、清掃業者…」を「年1回以上、清掃業者…」に改める。
  - ・ 10ページ 9(8)カに次の一文を加える。

「キ 学童保育室職員用の駐車場は、必要に応じ、職員または指定管理者において学童保育室の敷地外に確保すること。その駐車場代は、所得税法施行令第20条の2に定める範囲内において(非課税限度額内で)、指定管理料からの支出を認めるものとする。ただし、児童の突発的なケガや傷病等により、職員が児童を医療機関へ搬送及び同行する場合を想定し、職員用車両1台に限り、学童保育室敷地内に待機させておくこと。」
  - ・ 16ページ 別紙1、害虫の殺虫駆除「年2回」を「年1回」に改める。
  - ・ 16ページ 別紙1「特定建築物点検」等を削除する。
  - ・ 17ページ 別紙1、定期清掃「年3回以上」を「年1回以上」に改める。

「清掃業者による。」を追記する。
  - ・ 18ページ 別紙2 3「ガード」等を削除する。

### 3 狭山市立入間野小第一・第二・第三学童保育室

(1) 狭山市立入間野小第一・第二・第三学童保育室指定管理者募集要項  
(20250725-31. pdf)

- ・ 7ページ「(14) 法人の役員名簿(任意様式)」を削除する。

(2) 狭山市立入間野小第一・第二・第三学童保育室指定管理者業務仕様書  
(20250725-32. pdf)

- ・ 8ページ 9(7)ア(エ)「年2回、施設内の害虫駆除…」を「年1回、施設内の害虫駆除…」に改める。

- ・ 9ページ 9(7)ア(カ)「年3回以上、清掃業者…」を「年1回以上、清掃業者…」に改める。

- ・ 10ページ 9(8)カに次の一文を加える。

「キ 学童保育室職員用の駐車場は、必要に応じ、職員または指定管理者において学童保育室の敷地外に確保すること。その駐車場代は、所得税法施行令第20条の2に定める範囲内において(非課税限度額内で)、指定管理料からの支出を認めるものとする。ただし、児童の突発的なケガや傷病等により、職員が児童を医療機関へ搬送及び同行する場合を想定し、職員用車両1台に限り、学童保育室敷地内に待機させておくこと。」

- ・ 16ページ 別紙1、害虫の殺虫駆除「年2回」を「年1回」に改める。

- ・ 16ページ 別紙1「特定建築物点検」等を削除する。

- ・ 17ページ 別紙1、定期清掃「年3回以上」を「年1回以上」に改める。  
「清掃業者による。」を追記する。

- 4 狭山市立御狩場小学童保育室及び狭山市立新狭山小第一・第二学童保育室
- (1) 狭山市立御狩場小学童保育室及び狭山市立新狭山小第一・第二学童保育室  
指定管理者募集要項 (20250725-41. pdf)
- ・ 7ページ「(14) 法人の役員名簿 (任意様式)」を削除。
- (2) 狭山市立御狩場小学童保育室及び狭山市立新狭山小第一・第二学童保育室  
指定管理者業務仕様書 (20250725-42. pdf)
- ・ 8ページ 9 (7) ア (エ)「年2回、施設内の害虫駆除…」を「年1回、施設内の害虫駆除…」に改める。
  - ・ 9ページ 9 (7) ア (カ)「年3回以上、清掃業者…」を「年1回以上、清掃業者…」に改める。
  - ・ 10ページ 9 (8) カに次の一文を加える。  
「キ 学童保育室職員用の駐車場は、必要に応じ、職員または指定管理者において学童保育室の敷地外に確保すること。その駐車場代は、所得税法施行令第20条の2に定める範囲内において(非課税限度額内で)、指定管理料からの支出を認めるものとする。ただし、児童の突発的なケガや傷病等により、職員が児童を医療機関へ搬送及び同行する場合を想定し、職員用車両1台に限り、学童保育室敷地内に待機させておくこと。」
  - ・ 16ページ 別紙1、害虫の殺虫駆除「年2回」を「年1回」に改める。
  - ・ 16ページ 別紙1「特定建築物点検」等を削除する。
  - ・ 17ページ 別紙1、定期清掃「年3回以上」を「年1回以上」に改める。  
「清掃業者による。」を追記する。

## 5 狭山市立入間川東小・富士見小学童保育室分室

(1) 狭山市立入間川東小・富士見小学童保育室分室指定管理者募集要項  
(20250725-51. pdf)

- ・ 7ページ「(14) 法人の役員名簿(任意様式)」を削除。

(2) 狭山市立入間川東小・富士見小学童保育室分室指定管理者業務仕様書  
(20250725-52. pdf)

- ・ 8ページ 9(7)ア(エ)「…日報の作成は要しない。」に続けて、次の一文を加える。

「敷地内の遊具については、平成26年6月国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」44ページ「C. 定期点検」に掲げるとおり、その保守点検等を適切に実施すること。」

- ・ 8ページ 9(7)ア(エ)「年2回、施設内の害虫駆除…」を「年1回、施設内の害虫駆除…」に改める。

- ・ 8ページ 9(7)ア(エ)「…定める点検を行うこと。」に続けて、次の一文を加える。

「さらに、遊具(遊戯用砂場、鉄棒、うんてい、タイヤ)の定期点検を行うこと。」

- ・ 9ページ 9(7)ア(カ)「年3回以上、清掃業者…」を「年1回以上、清掃業者…」に改める。

- ・ 10ページ 9(8)カに次の一文を加える。

「キ 学童保育室職員用の駐車場は、必要に応じ、職員または指定管理者において学童保育室の敷地外に確保すること。その駐車場代は、所得税法施行令第20条の2に定める範囲内において(非課税限度額内で)、指定管理料からの支出を認めるものとする。ただし、児童の突発的なケガや傷病等により、職員が児童を医療機関へ搬送及び同行する場合を想定し、職員用車両1台に限り、学童保育室敷地内に待機させておくこと。」

- ・ 16ページ 別紙1、害虫の殺虫駆除「年2回」を「年1回」に改める。

- ・ 16ページ 別紙1「公共建築物定期点検」に続けて、次の一行を加える。  
「遊具の定期点検 年1回」

- ・ 16ページ 別紙1「特定建築物点検」等を削除する。

- ・ 17ページ 別紙1、定期清掃「年3回以上」を「年1回以上」に改める。  
「清掃業者による。」を追記する。